

医薬品購入(単価契約)契約書（案）

地方独立行政法人さんむ医療センター（以下「発注者」という。）と東邦薬品株式会社茂原営業所（以下「受注者」という。）とは、受注者が医薬品を発注者に供給し、発注者が買い受けることについて次のとおり契約を締結する。

（契約の要項）

第1条 この契約の要項は、次のとおりとする。

- （1）品 名 別紙のとおり
- （2）単 価 別紙のとおり（消費税抜）
- （3）契約期間 令和8年10月1日から令和10年9月30日
- （4）納入場所 千葉県山武市成東250番地 地方独立行政法人さんむ医療センター

（納入方法）

第2条 受注者は、第1条第3号の契約期間中、発注者の発注があるごとに、指定する期日までに現品を納入するものとする。この場合は、受注者は直ちに納品書をもってその旨を通知するものとする。

（検査）

第3条 発注者は、前条の通知を受けたときは、直ちに受注者の立会いのもと検査を行う。

検査の結果不良品があるときは、受注者は、当該物品を遅滞なく引き取り、発注者の指定する期日までに良品の納品をするものとする。この場合において、前条及び前項の規定を準用する。

（危険負担）

第4条 物品受領の前に生じた物品の亡失、毀損等は、すべて受注者の負担とする。

（取替え又は補修）

第5条 契約履行後であっても材料もしくは技術上の欠陥又は隠れた瑕疵等が発見された場合は、受注者は無償でこれを取替え又は補修するものとする。

（代金支払い）

第6条 受注者は、検査が完了し発注者が現品を受領した後、一月ごとに代金の支払いを発注者に請求するものとし、発注者は、受注者からの適法な支払請求書を受理してから翌月末日以内に受注者に代金を支払うものとする。

（相殺）

第7条 発注者は、この契約に基づいて発注者が受注者に負う金銭債務と受注者が発注者に負う金銭債務とを相殺することができるものとし、なお不足があるときは追徴するものとする。

（解除等）

第8条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 発注者が特に納入期日の延期を許可した場合を除き、受注者が期日内に納入しないとき。
- (2) 発注者が行う検査に際して、受注者、受注者の代理人、若しくは使用人等が係員の職務執行を妨げ又は詐欺その他の不正な行為があると認めたとき。
- (3) 受注者がこの契約を履行することができないと発注者が認めたとき。
- (4) その他、受注者がこの契約に違反したとき。

2 前項の規定により、発注者が契約を解除した場合において、受注者は、発注者に損害の補償を求めることはできない。

(費用の負担)

第9条 この契約の締結に要する費用及び物品納入に至るまでに必要なすべての費用は、受注者の負担とする。

(債権債務の譲渡)

第10条 受注者は、この契約から生ずる債権を第三者に譲り渡し、又は担保に供さないものとする。

2 受注者は、第三者に債務の弁済を行わせないものとする。

(疑義等の決定)

第11条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じたときは、発注者と受注者とが協議のうえ定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、発注者と受注者両者押印のうえ、各自その1通を保持するものとする。

令和〇年〇月〇日

発注者 千葉県山武市成東250番地
地方独立行政法人さんむ医療センター

理事長 篠原 靖志



受注者

